

平成 21 年度 牧之原市一般会計暫定予算の概要について

1 編成方針等

平成 21 年第 1 回議会定例会に提出した一般会計当初予算が否決されました。このため、4 月 1 日から 6 月 30 日までの暫定予算を編成し、議会臨時議会に提出しました。

暫定予算の性格は本来の予算が成立するまでの間、行政の中断を防ぐために編成するつなぎの予算です。今回は、義務的経費や施設の維持管理などの経常的経費を主体に榛原総合病院への財政支援など一部の政策的経費も含んだ編成としました。

なお、この暫定予算は、本予算が成立した時点で、本予算に取り込まれることとなります。

<参考>地方自治法（抄）

（補正予算、暫定予算等）

第 218 条（抄）

- 2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。
- 3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

2 予算規模

（単位：千円）

区分	暫定予算①	否決当初予算②	差額	率(①/②)	20 年度当初予算
歳入	4,309,867	17,330,000	△13,020,133	24.9%	18,280,000
歳出	5,291,198		△12,038,802	30.5%	
不足額	△981,331	—	—	—	—

※ 暫定予算については、歳出・歳入が均衡していなくてもよいとされています。歳入が不足する場合には、一時借入金で対応するか、基金などの運用で対応することとなります。

3 歳出予算に計上した内容

- ・ 否決された平成 21 年度牧之原市当初予算に計上した予算の内から、6 月末までに予定される支出額を計上しました。（具体的な支出が不明確なものは 1/4 の額としました。）
- ・ 主なものは義務的経費（人件費、扶助費、公債費、一部事務組合負担金）と旅費、物件費、維持補修費、緊急を要する災害復旧費などの計上が主となりますが、次の政策的経費（投資的経費）等についても計上しました。
 - (1) 榛原総合病院への繰出金と貸付金の全額
 - (2) 緊急雇用事業に関する経費
 - (3) 市民生活に直結する経費（自主運行バス委託料、合併浄化槽補助金、防災関連経費、中小企業利子補給など）
 - (4) 時期を逸すると事業の意味をなくする経費（海水浴場の開設準備費、プールの開設準備費など）

4 本予算について

市民生活への影響はもとより、工事の発注遅延による影響、また国、県への補助金申請や市債の借入申請の正否により、財源に大きな影響が出るため、なるべく早く議会と調整し、本予算を再度編成し、早期に議会に提出したいと考えています。